

2020年5月15日  
環境社会配慮助言委員会委員長 原嶋 洋平  
担当ワーキンググループ主査 米田 久美子

環境社会配慮ガイドライン包括的検討ワーキンググループ  
⑦自然生息地に対する助言

**助言案検討の経緯**

ワーキンググループ会合

- ・日時：2020年4月20日（月）14：00～17：51
- ・場所：Skype 会議
- ・ワーキンググループ委員：石田委員、木口委員、源氏田委員、作本委員、鈴木委員、谷本委員、寺原委員、林委員、日比委員、米田委員  
オブザーバー参加：村山委員
- ・議題：環境社会配慮ガイドライン包括的検討⑦自然生息地についての助言案作成
- ・配付資料：
  - 1) 【事前配布資料】環境社会配慮ガイドライン包括的検討⑦自然生息地
  - 2) 回答表

全体会合（第113回委員会）

- ・日時：2020年5月15日（金）14:00～17:15
- ・場所：Skype 会議

上記の会合にて助言を確定した。

## 助言

### 【7.1 世銀 ESS6 生息地区分及び保護区の定義、リスク管理手法の参照】

1. 現行環境社会配慮ガイドライン（以下、「JICA GL」）においては、生態系と生物相、自然環境、自然生息地といった異なる用語を用いて記載がなされているところ、世界銀行 ESS6 における整理も参考にし、その基本的考え方、用語の定義を整理することが必要である。また、配慮項目として、供給サービスのみならず多様な生態系サービス、侵略的外来種、持続可能な生物資源の管理について、JICA GL においても言及し、配慮が必要な対象や定義を記載すべきとの意見があった。
2. 生物多様性に対する影響の評価手順について、予防的アプローチに立つことを JICA GL で明確にし、評価方法や評価基準を明確にすることが必要である。また、生物多様性管理計画を作成する場合は、その実効性を高める上で特に実施体制と予算が重要であることを認識すべきとの意見があった。
3. 生物多様性の保全にあたっては、ミティゲーションヒエラルキーの考え方、特に回避を最優先することを明確にすべき。また、軽減／緩和策の検討の際には回復（Restoration）も念頭においた対応を目指すべきものである。
4. 生物多様性オフセットは、ミティゲーションヒエラルキーの最終手段であることを強く認識し、実施やモニタリング、評価方法に関する制約を踏まえて導入の可能性を慎重に検討すべきであるとの意見がある一方、支援対象国のモニタリングキャパシティの懸念から導入困難性を指摘する意見があった。
5. 世界銀行 ESS6 で採用された生息地区分を導入することについて、生息地の定義を明確にした上で、実施すべき。特に、改変された生息地（Modified habitat）と自然生息地（natural habitat）の生息地区分を導入する場合は、運用上、前者と後者の区別をどう判断するか検討しておいた方がよい。
6. プライマリーサプライヤーへの対応について、世界銀行の Environmental and Social Framework を参照し実現可能な範囲で JICA GL に含めることができないか検討すべきとの意見があった。

### 【7.2 保護区では事業を実施しない要件から、生息地区分に基づいた事業実施への変更の要否】

7. 現行 JICA GL における「プロジェクトは、原則として、政府が法令等により自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域の外で実施されねばならない」との規定（以下、「保護区取り扱い規定」）について、保護区の指定目的は様々であり、一律に事業実施を回避するのではなく、その指定目的に合わせた相手国の法規制及び管理計画に沿って事業実施を判断することが適切であり、生物多様性保全の観点からは、保護区における事業実施要件とは区別し、ESS6 で重要な自然生息地（Critical Habitat）に

分類された地域については事業実施しない、または（ESS6が指定する）当該生息地の事業実施条件を遵守することで保全を図ることが肝要との意見があった。なお、重要な自然生息地（Critical Habitat）の区分については、その判断をどれほど明確にできるか実務上懸念があり、該非判断の簡便さの観点もあわせて、保護区取り扱い規定の変更可否を判断する必要があるとの指摘があった。

8. これに対して大多数の委員からは、途上国における自然保護の法執行がそれほど強いわけではないという状況を踏まえると、地球規模の自然の保全の観点から、予防的アプローチに則り、対象範囲等を明確に判断できる保護区に対する保護区取り扱い規定並びに同規定に係るFAQを現状どおり維持することが、生物多様性の保全の観点から必要であるとの意見が表明された。
9. さらに、保護区取り扱い規定と生息地区分に基づいた事業実施可否の判断は、現状ではいずれも長短があり補完的要素があることから、両者を改善することで保全効果、開発効果の双方を高められる方法を取り入れるべき、またその実施においては、地域住民が社会的弱者である場合が多く、そのために発言力が限定されがちな地域住民の意見を良く聞くことが重要との意見があった。

以 上